

## 利用上の注意

- 1 本書は、大正 9 年から 5 年ごとに実施されている国勢調査の報告書を基に、東京都の結果を取りまとめたものである。(昭和 20 年は同年 11 月 1 日に実施された人口調査による。)
- 2 統計表において「 - 」印は皆無又は該当数字のないことを、「 」印は減を、「0.00」は表章単位未満を示す。
- 3 統計表において構成比を示す数値は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

## 用語の解説

### 国勢調査

我が国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政資料その他の基礎資料を得ることを目的として実施されている統計調査。その結果は、各種人口統計の基準として利用されている。(東京都の人口統計に関しては、巻末「東京都の人口統計」を参照)

### 人口

本報告書に掲載した人口は、原則として各年 10 月 1 日午前零時現在(以下「調査時」という。)で行われた国勢調査による人口(昭和 20 年は同年 11 月 1 日午前零時現在で行われた人口調査による人口)である。

各年の人口の範囲の概要は次のとおりである。

#### 大正 9 年～大正 15 年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法(現在地方式)によった人口であり、一般の外国人はもとより、昭和 22 年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めすべて調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

#### 昭和 20・22 年

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

昭和 20 年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった者及び外国人(韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する者は除く。)は調査の対象からは除外した。

また、昭和 22 年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

## 昭和 25 年

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。すなわち、当該住居に6か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住する者とみなして、その船舶で調査した。

このほかの取扱いについては、調査の対象から除外した者の範囲を含めて、平成17年調査と同様である。

## 昭和 30 年～平成 17 年

調査した人口は「常住人口」である。

なお、昭和30年以降の調査から、常住の判定の基準となる居住期間を従前の6ヵ月から3ヵ月に変更している。

### 面積

本報告書に掲載し、人口密度の算出に用いた東京都及び各区市町村の面積は、平成17年10月1日現在の「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

また、過去の各区市町村の面積については、区市町村合併等を考慮し、各年の国勢調査報告書等に基づいている。

### 男女・年齢

#### 人口性比

女性100人に対する男性の数である。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性}}{\text{女性}} \times 100$$

#### 年齢

年齢は、昭和40年～平成17年については、調査日前日による満年齢である。なお、昭和40年～平成17年の調査には10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含まれる。

大正9年～昭和35年については、調査日現在による満年齢である。

なお、昭和15年及び22年は満年齢と数え年の両方の集計を行っているが、本報告書では満年齢を用いている。

## 年少人口

0歳から14歳までの人口

## 生産年齢人口

15歳から64歳までの人口

## 老年人口

65歳以上人口（ただし、第15章 高齢者人口の記述については、65歳以上人口を高年齢者人口とした。）

本報告書に掲載した以下の項目及び指数の算出は、年齢（各歳）別人口によった。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{総人口}} + 0.5$$

## 年齢中位数

人口を年齢順に並べたとき、その中央で全人口を2等分する境界点にある年齢

$$\text{年少人口指数} = \frac{0 \sim 14 \text{ 歳人口}}{15 \sim 64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{0 \sim 14 \text{ 歳人口} + 65 \text{ 歳以上人口}}{15 \sim 64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{65 \text{ 歳以上人口}}{0 \sim 14 \text{ 歳人口}} \times 100$$

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

**未婚** - まだ結婚したことのない人

**有配偶** - 妻又は夫のある人

**死別** - 妻又は夫と死別して独身の人

**離別** - 妻又は夫と離別して独身の人

## 世帯の種類

国勢調査における世帯の定義は次のとおりである。

一般世帯とは次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者  
**施設等の世帯**とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の、及びは棟ごと、は中隊又は艦船ごと、は建物ごと、は一人一人である。

**寮・寄宿舍の学生・生徒** - 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

**病院・療養所の入院者** - 病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり

**社会施設の入所者** - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

**自衛隊営舎内居住者** - 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

**矯正施設の入所者** - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

**その他** - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

## 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としている。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

### 親族世帯

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

### 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

### 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

### 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

なお、昭和 45 年及び 50 年は「兄弟姉妹のみから成る世帯」が「他に分類されない親族世帯」に含まれている。

### 3 世代世帯

三世帯世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、本人（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、連続した三つの世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

なお、国の統計表での「3 世代世帯」の定義はこれと異なり、世帯主との続き柄が、東京都と同様の 5 世代の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の祖父母、世帯主、孫のように、中間世代の父母、子がいない場合も含まれる。

### 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

#### 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに 1 戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

## 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用ではない建物。

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

### 主世帯

「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

#### 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

#### 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅で無い場合

#### 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅で無い場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舍）も含まれる。

#### 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

#### 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

#### 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室などの居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・

押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積に含まれない。また、アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積に含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3平方メートルに換算した。

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、昭和55年以降、その建て方により、つぎのとおり区分している。

### 一戸建て

1 建物が1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が1 住宅であればここに含まれる。

### 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口を持っているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

### 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

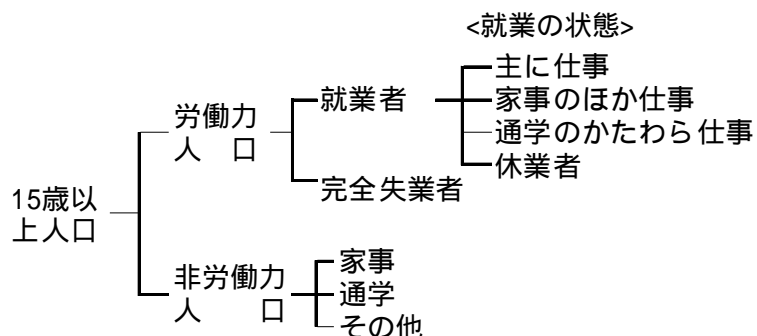
### その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

平成17年国勢調査では、上の区分うち共同住宅については、その建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分している。また、平成12年までは「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建以上」の四つに区分している。なお、平成7年から表彰されている世帯が住んでいる階については、建物の階数と同じ区分としている。

## 労働力状態

15歳以上のものについて、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



## 労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

### 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

**主に仕事** - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合。

**家事のほか仕事** - 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

**通学のかたわら仕事** - 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

**休業者** - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

### 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

### 非労働力人口

調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

**家事** - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

**通学** - 主に通学していた場合

**その他** - 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

### 労働力率

15 歳以上人口総数から労働力状態不詳の数を減じた人口に、労働力人口が占める割合

平成 12 年までは、15 歳以上人口総数に労働力人口が占める割合を指していたが、平成 17 年から労働力状態不詳の数が著しく増加したため、より正確な労働力の状況を表すため、このように変更となった。このため、各年の労働力率もこの算定方法により算出している。

## 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者を調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分してものである。

本書では「雇用者」と「役員」を、まとめて「雇用者」、また、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」をまとめて「自営業主」とし、「家族従業者」と共に3区分で表章した。

### 雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次について「役員」でない人

#### 常雇

期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

#### 臨時雇

日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

### 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

### 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

### 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

### 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

### 家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

## 産業

産業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人が普段仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいう。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は日本標準産業分類(平成14年3月改訂)を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、19項目の大分類、80項目の中分類、228

項目の小分類から成っている。

なお、本書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	{	A 農業
		B 林業
		C 漁業
第2次産業	{	D 鉱業
		E 建設業
		F 製造業
第3次産業	{	G 電機・ガス・熱供給・水道業
		H 情報通信業
		I 運輸業
		J 卸売・小売業
		K 金融・保険業
		L 不動産業
		M 飲食店、宿泊業
		N 医療、福祉
		O 教育、学習支援業
		P 複合サービス事業
Q サービス業（他に分類されないもの）		
R 公務（他に分類されないもの）		

## 職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいう。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っている。

なお、本書では職業大分類を4部門に集約している場合があるが、その区分は、以下によっている。

**農林漁業関係職業** - G 農林漁業作業者

**生産・運輸関係職業** - H 運輸・通信従事者、I 生産工程・労務作業者

**販売・サービス関係職業** - D 販売従事者、E サービス職業従事者、F 保安職業従事者

**事務・技術・管理関係職業** - A 専門的・技術的職業従事者、B 管理的職業従事者、C 事務従事者

## 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

## 従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおりに区分した。

### 自市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。

#### 自宅

従業している場所が、自分の居住する家または家に附属した店・作業所などである場合。なお、併用住宅の商店・工場の自業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

#### 自宅外

自市区町村に従業・通学先がある者で上記の「自宅」以外の場合

### 他市区町村で従業・通学

従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

### 自市内他区

常住地が15大都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）にある者で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学先がある場合

### 県内他市区町村（都内他区市町村）

従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

### 他県

従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学しに来るということでいわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

## 国籍

国籍別外国人人口については、国勢調査報告第7巻外国人に関する特別集計結果に基づいた。ただし、区市町村別の集計については、国勢調査報告第1次基本集計結果、第2次基本集計結果及び第3次基本集計結果に基づいている。

平成17年国勢調査の調査結果において、国の報告では国籍を「日本」のほか、以下のよう  
に11区分に分けた。

### 国の11区分

「韓国、朝鮮」<sub>ⓧ</sub>、「中国」<sub>ⓧ</sub>、「フィリピン」<sub>ⓧ</sub>、「タイ」<sub>ⓧ</sub>、「インドネシア」<sub>ⓧ</sub>、「ベトナム」<sub>ⓧ</sub>、「イギリス」<sub>ⓧ</sub>、「アメリカ」<sub>ⓧ</sub>、「ブラジル」<sub>ⓧ</sub>、「ペルー」<sub>ⓧ</sub>、「その他」

しかし、東京都の外国人の状況を反映させるために、東京都全体の国籍別集計については人口の多い順に、以下の11区分とした。

### 東京都の11区分

「韓国、朝鮮」<sub>ⓧ</sub>、「中国」<sub>ⓧ</sub>、「フィリピン」<sub>ⓧ</sub>、「アメリカ」<sub>ⓧ</sub>、「タイ」<sub>ⓧ</sub>、「イギリス」<sub>ⓧ</sub>、「ブラジル」<sub>ⓧ</sub>、「インド」<sub>ⓧ</sub>、「フランス」<sub>ⓧ</sub>、「オーストラリア」<sub>ⓧ</sub>、「その他」

区市町村別集計及び労働力、産業大分類、職業大分類に関する集計については、国の11区分によった。

なお、二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国籍を持つ人の国籍は「日本」<sub>ⓧ</sub>、日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。